

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県知事は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する

特記事項

なし

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和8年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、申請に基づき医療受給者証を交付し、当該疾病の治療にかかる医療費を支給する事務。 申請者、患者及び患者と同一保険の被保険者の特定個人情報を支給認定の基礎とする。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る難病患者に対する特定医療費の支給に関する事務> ・情報連携のため、県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	難病等医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表の8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第7条第2号、第6号～第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 【情報提供に係る根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、80の項及び125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 母子保健グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3285 小豆総合事務所 保健福祉課 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 TEL:0879-62-1373 東讃保健福祉事務所 保健対策課 〒769-2401 さぬき市津田町津田930番地2 TEL:0879-29-8264 中讃保健福祉事務所 保健対策第二課 〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526 TEL:0877-24-9963 西讃保健福祉事務所 健康福祉総務課 〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目3番18号 TEL:0875-25-3082 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 母子保健グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3285 小豆総合事務所 保健福祉課 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 TEL:0879-62-1373 東讃保健福祉事務所 保健対策課 〒769-2401 さぬき市津田町津田930番地2 TEL:0879-29-8264 中讃保健福祉事務所 保健対策第二課 〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526 TEL:0877-24-9963 西讃保健福祉事務所 健康福祉総務課 〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目3番18号 TEL:0875-25-3082 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、下記の局面で個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・ 申請書に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	香川県難病医療費助成システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。このような対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	香川県健康福祉部子育て支援課	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 吉田 典子	子ども家庭課長 増本 一浩	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	香川県健康福祉部子育て支援課 母子保健グループ	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 母子保健グループ	事後	
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長 増本一浩	子ども家庭課長	事後	様式変更による
平成31年3月8日	IVリスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) この事務を行うにあたり、申請者及び患者(及び患者と同一保険の被保険者)の特定個人情報の支給認定の基礎とする。	(略) 申請者、患者及び患者と同一保険の被保険者の特定個人情報を支給認定の基礎とする。	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う記載事項の整備(内容の変更はなし。)
令和2年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	公費負担管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	難病等医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う記載事項の整備(内容の変更はなし。)
令和2年5月29日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	小児慢性特定疾病医療給付受給者ファイル	小児慢性特定疾病医療受給者ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う記載事項の整備(内容の変更はなし。)
令和2年5月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条 第2号及び第3号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第1項及び別表第1の7の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号から第5号まで	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う記載事項の整備(内容の変更はなし。)
令和2年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条 【情報提供に係る根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第二 26の項、56の2の項、87の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第44条	【情報照会に係る根拠】 法第19条第7号及び別表第2の9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。)第8条 【情報提供に係る根拠】 法第19条第7号及び別表第2の26の項、56の2の項及び87の項 令第19条、第30条及び第44条	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う記載事項の整備(内容の変更はなし。)
令和2年5月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年10月30日時点	令和2年5月29日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和2年5月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年10月30日時点	令和2年5月29日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 法第19条第7号及び別表第2の9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。)第8条 【情報提供に係る根拠】 法第19条第7号及び別表第2の26の項、56の2の項及び87の項 令第19条、第30条及び第44条	【情報照会に係る根拠】 法第19条第8号及び別表第2の9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。)第8条 【情報提供に係る根拠】 法第19条第8号及び別表第2の26の項、56の2の項及び87の項 令第19条、第30条及び第44条	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和3年8月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年8月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和3年8月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年8月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和6年12月24日	評価書名	小児慢性特定疾病医療費の支給認定に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和6年12月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	香川県知事は、小児慢性特定疾病医療費の支給認定に関する事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する	香川県知事は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和6年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給認定に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和6年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、申請に基づき医療受給者証を交付し、当該疾病の治療にかかる医療費を支給する事務。 申請者、患者及び患者と同一保険の被保険者の特定個人情報を支給認定の基礎とする。	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、申請に基づき医療受給者証を交付し、当該疾病の治療にかかる医療費を支給する事務。 申請者、患者及び患者と同一保険の被保険者の特定個人情報を支給認定の基礎とする。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る難病患者に対する特定医療費の支給に関する事務＞ ・情報連携のため、県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH先行事業に係るシステム開発に伴う追記
令和6年12月24日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	難病等医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー	難病等医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH先行事業に係るシステム開発に伴う追記
令和6年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第1項及び別表第1の7の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号から第5号まで	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号、第6号～第8号	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和6年12月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 法第19条第8号及び別表第2の9の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。)第8条 【情報提供に係る根拠】 法第19条第8号及び別表第2の26の項、56の2の項及び87の項 令第19条、第30条及び第44条	【情報照会に係る根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 【情報提供に係る根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、80の項及び125の項	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和6年12月24日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和6年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱回数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施によるもの
令和6年12月24日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	Ⅳ リスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和6年12月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	Ⅳ リスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和7年9月5日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号、第6号～第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号、第6号～第8号	事後	特定個人情報保護評価の修正によるもの
令和7年9月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の修正によるもの
令和7年9月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の修正によるもの
令和8年8月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年8月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の修正によるもの
令和8年8月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年8月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の修正によるもの